

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		建設課
報告書ページ	84ページ (4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【小型貨物自動車購入】</p> <p>①執行内容の承認について</p> <p>「予定負担行為何書（物品）」における契約方法欄が、随意契約であるにも関わらず、指名競争入札となっており記載の誤りが見落とされている。</p> <p>重要な記載内容の誤りがないように決裁文書の確認体制を今一度見直しする必要がある。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>小型貨物自動車などの物品購入に係る契約の際は、原則指名競争入札としていますが、当該契約の際は、仕様に合う販売業者が1者に限られたため随意契約としました。本件は、「予定負担行為何書（物品）」における契約方法欄が、随意契約であるにも関わらず、通常選択している指名競争入札としたものです。</p> <p>支出書類の作成にあたりましては、複数人で内容を確認するなど、チェック機能を強化いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

R5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		経理課
報告書ページ	84ページ (4)②		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【小型貨物自動車購入】</p> <p>②車両の取得価額について</p> <p>取得価額のために要する附随費用でない費用やリサイクル預託金が含まれており、車両の取得価額が適切となっていない。</p> <p>取得時における附随費用については、新車両の取得価額に含める会計処理も問題ないが、旧車両の引取り・廃車・処分費用及び新車両のリサイクル預託金の会計処理及び予算の区分管理については見直す必要がある。</p> <p>(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>新車購入の際の契約額に、旧車両の引取り、廃車・処分費用及びリサイクル預託金などを含めた税抜額を取得価額として資産計上し、減価償却しておりました。</p> <p>廃車に関しては、廃車専門の別業者へ依頼し、新車購入時に廃車費用が含まれることのないようにします。</p> <p>リサイクル預託金については、長期前払費用として資産に計上するべきところですが、水道局においては、廃車まで車を使用する傾向にあることから、日本水道協会及び監査人に見解を伺い、簡便法により「営業費用－総係費－手数料」勘定科目で予算執行し、会計処理を行っても差し支えないとの見解でしたので、今後は手数料として車両購入時に予算執行し、会計処理を行います。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

R 5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		経理課
報告書ページ	87ページ (4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【軽貨物自動車2台購入】</p> <p>①車両の取得価額について</p> <p>取得価額のために要する附随費用でない費用やリサイクル預託金が含まれており、車両の取得価額が適切となっていない。</p> <p>取得時における附随費用については、新車両の取得価額に含める会計処理も問題ないが、旧車両の引取り・廃車・処分費用及び新車両のリサイクル預託金の会計処理及び予算の区分管理については見直す必要がある。</p> <p>(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>新車購入の際の契約額に、旧車両の引取り、廃車・処分費用及びリサイクル預託金などを含めた税抜額を取得価額として資産計上し、減価償却しておりました。</p> <p>廃車に関しては、廃車専門の別業者へ依頼し、新車購入時に廃車費用が含まれることのないようにします。</p> <p>リサイクル預託金については、長期前払費用として資産に計上するべきところですが、水道局においては、廃車まで車を使用する傾向にあることから、日本水道協会及び監査人に見解を伺い、簡便法により「営業費用－総係費－手数料」勘定科目で予算執行し、会計処理を行っても差し支えないとの見解でしたので、今後は手数料として車両購入時に予算執行し、会計処理を行います。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		営業企画課
報告書ページ	92ページ(4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【ももりんウォーター（ももりん水飲み器）】</p> <p>①計上科目について</p> <p>設置目的、用途、外観が同一の物品について、設置費用の負担により、計上科目が相違している。</p> <p>設置費用を伴うか否かで判断せず、完成後の実態を踏まえて適切な計上科目を判断すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>福島駅東口のももりんウォーターは、材料及び本体制作に関する費用が水道局側の負担、設置費用は福島地区管工事協同組合が負担という協定内容であったため、物品の購入であると判断し固定資産購入費として処理し、勘定科目は工具器具及び備品としましたが、その前年に整備した福島駅西口のももりんウォーターは、工事請負費として処理し、勘定科目を構築物としていたため、外観が同一の物品にもかかわらず勘定科目が相違したものです。</p> <p>福島駅東口ももりんウォーターは西口と同様、配管などが接続され、地方公営企業法施行規則第5条第2項第1号ハに定められる「土地に定着する工作物」とであると判断されるため、「構築物」として計上することが適切であったと考えます。</p> <p>今後、同様のケースがあった場合には設置費用を伴うか否かで判断せず、完成後の実態を踏まえて適切な勘定科目により執行いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	97ページ(4)①		区分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>【光ファイバ式投込み水位計他1件購入】</p> <p>①取替修繕した水位計の固定資産計上について</p> <p>当該水位計は施設一式で固定資産台帳登録されているため、水位計は取替修繕として処理することは不適切ではない。</p> <p>今回の水位計のように取替更新が頻繁に行われる固定資産が把握されないまま、修繕費として費用化されてしまうことになる。</p> <p>比較的耐用年数の短い器具備品のストックマネジメントや将来の更新計画の観点から、修繕費とせず固定資産として固定資産台帳に登載し管理することが望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>光ファイバ水位計につきましては、ご指摘のとおり、固定資産として管理すべき耐用年数5年の器具備品です。</p> <p>今後、水位計の更新にあたりましては、ストックマネジメント及び将来の更新計画へ適切に反映させるためにも、固定資産として台帳に登録、管理いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		施設管理センター
報告書ページ	100ページ (4) ①	区分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【水道用無線電話装置(車載機)購入契約】</p> <p>①随意契約理由書の記載内容の不十分性について</p> <p>他の業者の検討をせずに一者特命随意契約としている。効率性の観点から随意契約理由書の記載は理解できるが、経済性の観点からは現行の随意契約理由書の記載は不十分である。</p> <p>随意契約とする際には、効率性だけでなく、経済的にも有利であることや、競争入札とするまでには至らないなど検討し、随意契約理由書へ十分に記載して頂きたい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>無線電話装置は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の適用において、慣例的に更新による改造や保守点検、申請行為など機器及び運用に精通していることのみを随意契約理由としてきました。</p> <p>令和5年度の水道用無線電話装置の基地局リモコンシステムの購入においては、購入仕様書等を見直し、指名競争入札により執行いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	104ページ(4)①		区 分		指摘
指摘等の内容	<p>【水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託】</p> <p>①提出者と報告者が同一であることについて</p> <p>「随意契約理由書」及び年度の「業務委託契約完了通知書」において、提出者と報告者がいずれも水道総務課長となっており、外部第三者からは自己報告に見える。このような場合には、提出者以外のものを報告者とする運用が望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>「随意契約理由書」、「業務委託契約完了通知書」については、水道局事務分掌規程により事務処理を行っていたものの、提出者と報告者が同一となる場合について、対応していませんでした。</p> <p>令和5年度は、書類上においても提出者と報告者が同一とならない取り扱いといたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月3日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	105ページ(4)③	区 分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託】</p> <p>③年度集計表の作成について</p> <p>契約が終了する年度末に、「業務委託契約完了通知書」で年間業務が完了したことを内部的に確認している。業務委託契約書には、一部、単価契約も含まれているため、「業務委託契約通知書」のみで業務完了を確認とすることは適切とは言えない。</p> <p>一部、単価契約も含まれていることから、毎月の実績報告表を年度集計し、予定と実績の数量及総額を比較検討した年度集計表も添付する運用が望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>これまでは、担当者が月ごとの業務完了を確認した上で支払いを行い、予定と実績数量の比較及び支払い総額は予算作成時の10月と年度末頃の支払い時にのみ確認しておりました。</p> <p>令和5年度からは年度集計表を作成し、予定数量(予算額)に対する毎月の実績数量と支払い実績を入力後に確認を行い、業務完了後、年度集計表を添付することといたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		営業企画課
報告書ページ	111ページ(4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【ペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託】</p> <p>①決裁文書の記載欠如</p> <p>施行伺（委託）及び変更施行伺（委託）の決裁日欄に決裁年月日の記載がなかった。</p> <p>起案者、決裁者ともに各欄に対して記載する目的をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続についても運用していく必要がある。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市水道局文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善します。</p> <p>令和4年度からは文書管理システムの運用が開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書の記載事項が入力されております。福島市水道局文書取扱規程に定められた内容を改めて職員へ周知するとともに適正な運用に努めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		建設課
報告書ページ	117ページ (4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託】</p> <p>①特記仕様書の誤表記について</p> <p>特記仕様書の内容を確認した結果、準用条項に誤表記があった。特記仕様書は、設計図書の一部であることから、記載内容に変更が生じた際には、適時に修正更新する必要がある。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>当該設計時、参考とした前例に条項を追加した際に更新の修正を失念しておりました。</p> <p>業務委託設計書を作成する際のチェックリストを新たに設け、確認体制を強化していきます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局	建設課
報告書ページ	117ページ (4)②	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	【渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託】 ②委託打合せ簿の管理について 契約関係書類とは別保管されているが、文書の保存年限が明記されていない。廃棄等の失念が無いように管理することが必要である。(要約)			
講じた措置の内容	委託打合せ簿は、課内決裁し承諾書、協議書等課内決裁書類と同様の扱いで、これまでの慣例から契約関係書類とは別に保管していました。保管箱には保存年限を明記していたものの委託打合せ簿自体には記載をしておりませんでした。 今後は、委託打合せ簿にも保存年限を明記し管理していきます。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局	建設課
報告書ページ	118ページ (4)③	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	【渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託】 ③設計変更、変更契約について 関連法改正による設計・契約の変更については、事前に市役所内部の関連部署に照会、他の同業者からの情報収集により回避できた可能性がある。(要約)			
講じた措置の内容	当該委託の施行時には、大気汚染防止法の改正について把握することができず、設計変更により対応しました。 業務委託設計書を作成する際のチェックリストを新たに設け、確認体制を強化していきます。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	118ページ(4)④		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【渡利浄水場施設撤去工事实施設設計業務委託】</p> <p>④契約保証金の免除について</p> <p>随意契約の契約保証金免除について、水道局の解釈が文書化されていない。</p> <p>今後は、随意契約において、契約保証金の免除に関する会計規程を明確にするため、見直す必要がある。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>水道事業会計規程第140条第1項第4号に規定しているものが、一般競争入札及び指名競争入札に限ったものではなく、随意契約の相手方についても資格を有していれば、契約保証金を免除できるものと解釈しておりました。</p> <p>ご指摘を受け、随意契約における契約保証金免除に関して水道局の会計規程を改正し、令和6年度施行いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		施設管理センター
報告書ページ	120ページ (4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託】</p> <p>①仕様書の記載誤りについて</p> <p>前年度仕様書の管理内容を当年度の環境整備業務委託仕様書に記載したため、設計書の工事種類が整合していない。</p> <p>仕様書に沿って契約内容が進められることになるため、仕様書の記載内容については誤りがないように確認する必要がある。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>前年度の管理内容が一部残っていた箇所のほか、仕様書の管理内容の確認不足でありました。</p> <p>令和5年度より仕様書の記載内容を見直し、設計書との誤整合と内容誤りが起こらないようチェック機能を強化いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和年5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	123ページ(4)①	区分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>【総合管理委託】</p> <p>①契約保証金の免除について</p> <p>随意契約の契約保証金免除について、水道局の解釈が文書化されていない。</p> <p>今後は、随意契約において、契約保証金の免除に関する会計規程を明確にするため、見直す必要がある。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>水道事業会計規程第140条第1項第4号に規定しているものが、一般競争入札及び指名競争入札に限ったものではなく、随意契約の相手方についても資格を有していれば、契約保証金を免除できるものと解釈しておりました。</p> <p>ご指摘を受け、随意契約における契約保証金免除に関して水道局の会計規程を改正し、令和6年度に施行いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	125ページ(4)①	区分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【施設管理センター運転管理業務委託】</p> <p>①制限付一般競争入札の競争性の確保について</p> <p>過去10年間、同一の事業者との契約が継続している。入札に参加している事業者数も限定的であり、競争性が十分に発揮されていない状況にある。</p> <p>公告期間の延長や、入札参加資格要件を充足する事業者への周知の強化、入札参加資格要件の見直しを行うなどして、複数事業者が入札に参加し、競争性を高めることが望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>公告期間等については、水道局で定めた日程で適正に行っておりますが、ご意見のとおり、施設管理センター運転管理業務委託については、同一の事業者との契約が継続しており、競争性が十分に発揮していない状況にあります。</p> <p>複数の事業者が入札に参加し競争性を高めるため、公告期間を延長し、事業者への周知を強化いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

R 5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局	経理課
報告書ページ	127ページ (4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【貸倒引当金】</p> <p>①貸倒懸念債権及び破産更生債権と貸倒引当金の貸借対照表表示について 令和3年度水道事業会計決算書の水道事業貸借対照表において、貸倒懸念債権及び破産更生債権とその貸倒引当金が流動資産の部に表示されている。</p> <p>正確な貸借対照表作成のため、貸倒懸念債権及び破産更生債権とその貸倒引当金は固定資産に表示することが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、債権の回収リスクに応じて区分し、算定していましたが、貸借対照表上の流動資産に貸倒引当金としてまとめて表示していましたが、ご指摘のとおり、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなった破産更生債権は、長期間の未収金となり短期間で現金化することができないことから、地方公営企業法施行規則第5条に基づき、流動資産ではなく、固定資産に表示するものです。</p> <p>令和5年度決算から、「固定資産」「投資その他の資産」で表示し、正確な貸借対照表とします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	132ページ(4)①	区分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>①水道局が所管する固定資産台帳の記載について</p> <p>過年度に登録された固定資産台帳は、設備工事一式として登録されており施設内にある個々の設備の実態を反映した内容にはなっていない。</p> <p>個々の固定資産の実態を適切に把握し、将来の水道施設の老朽化対策や取替更新に関する計画策定及び管理運営するために固定資産台帳の記載については精緻化を図るべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>過年度に登録された固定資産の一部について、ご指摘のとおり施設内の個々の設備ごとではなく、一式として登録・管理され、実態を適切に反映していない状況です。</p> <p>今後、一式として管理されている設備は、更新の際に個々の状況を確認のうえ対応いたします。</p> <p>併せて、施設・設備の老朽化対策を含めた将来の水道施設更新に関する計画策定へ適切に反映いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		施設管理センター
報告書ページ	134ページ(4)②		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>②備品への標識貼付の徹底</p> <p>備品として管理している物品に備品標識が貼付されていない。</p> <p>市の財産管理や将来の更新計画の観点から施設内にある備品については全てに標識の貼付を徹底し、定期的な現物確認を行うべきである。そして、実施した現物確認において使用していない備品がある場合には廃棄し、所在不明の備品については備品台帳から除外すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>平成18年度までは、旧渡利浄水場等の運転管理を直営体制で行っていましたが、浄水場廃止に伴う管理部署の見直し等により、備品管理が不明確となり、管理体制が十分でなかったため、備品番号の貼付が徹底されていませんでした。</p> <p>今回指摘を受けた中央監視室の机に関しては、備品台帳に登録のうえ標識を添付し、受注者の貸与品リストと照合し、適正な管理を行います。</p> <p>また、令和5年度中に、備品台帳への記載及び標識の貼付漏れがないか再点検し、適正な備品管理に努めるとともに、定期的なチェック・更新を行う体制を整えます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月3日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	136ページ(4)③	区分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>③福島市水道事業会計決算書への適切な注記記載</p> <p>構築物の耐用年数を40年としているが、固定資産台帳では、40年以外の耐用年数となっている資産がある。</p> <p>主な資産の耐用年数を記載しても前述のように種類が多岐に渡るのであれば、例えば建物であれば15年から50年と記載しているため、平仄を合わせる観点からも他の資産と同様に幅を持った耐用年数の記載にするか見直しを検討すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>従前より水道事業会計決算書への固定資産耐用年数においては、主な資産の耐用年数として記載していましたが、主な資産の範囲の整理を行い、幅を持たせた表記とし、令和4年度の決算書にて記載内容の調整を行いました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		施設管理センター
報告書ページ	137ページ(4)④		区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>④発電装置の設置場所の再検討</p> <p>施設管理センター管理本館入口脇に発電装置が設置されている。早期に水平避難が必要な場所ではないものの、近年の台風や大雨などの災害においては浸水により水没する可能性がある。</p> <p>昨今の異常気象による災害時の公共インフラを守る観点からは災害時の対応として、設置場所の再検討が望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>現在の発電装置は、渡利浄水場が廃止され、受電設備を更新した際に設置し、当時は設置場所の確保等の理由により地上(屋外)に設置となったものであります。</p> <p>また、この間、国による阿武隈川の洪水浸水想定区域の見直しに伴い、洪水ハザードマップが更新され、現在のような指定区域となったものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、次回受電設備更新に合わせて、適切な浸水対策を講じます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局	施設管理センター
報告書ページ	138ページ (4)⑤	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>⑤施設管理センターでのモニター画面での監視について</p> <p>不審者の侵入や故障等を察知するために、監視カメラが設置され常時稼働しているが、施設管理センター3階の監視室で常時監視はしていない。モニター画面で常時監視を行うことが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>当該監視カメラ設備については、古いもので平成20年度に設置されたものであり、当時の通信環境は現在と比較すると十分ではありませんでした。異常があった場合、携帯電話回線を通じて監視員の携帯にデータが送信され、必要に応じて携帯画面で確認し、対応しており、問題はありませんでした。</p> <p>令和5年度には、監視カメラ設備に使用している携帯電話回線のサービス終了(2026年3月31日)に伴い、光回線を利用したシステムに改良する工事を実施し、中央監視室のモニター画面において常時監視といたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		給水課
報告書ページ	139ページ (4)⑥		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>⑥撤去された水道メーターの管理について</p> <p>撤去された水道メーターが屋外で保管されている。スクラップとして資産価値があり不正に流出した場合には取引される可能性がある。</p> <p>水道メーターの保管方法について検討すべきと考える。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>撤去された水道メーターは旧渡利浄水場場内の空きスペースを利用して保管していましたが、旧渡利浄水場の解体に伴い中央部受水池場内へ搬出し保管しております。</p> <p>旧渡利浄水場の解体、再整備後には、現存の倉庫を活用するなど、適切に保管していきます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	142ページ(4)①	区分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【遊休地・廃止施設】</p> <p>①再評価の必要性について</p> <p>遊休地・廃止施設は、使用目的が制限されていることから、評価・検討している資料を残すことが必要である。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>遊休地・廃止施設の評価については、施設の廃止以降に評価を行い、売却の見込みが立った遊休地について再評価を行っております。</p> <p>遊休地は多くが市街化調整区域や不成形地、傾斜地にあるため売却が困難であります。継続して、遊休地検討委員会において活用方法を検討いたします。</p> <p>更には、積極的に処分を進めるとともに、処分にあたっては、評価及び検討した内容について記録し、適正に保存いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局	水道総務課
報告書ページ	142ページ(4)②	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>【遊休地・廃止施設】</p> <p>②遊休地・廃止施設に係る維持管理費について</p> <p style="padding-left: 20px;">維持管理費の支出は収益への貢献がないにもかかわらず、水道料金から負担している。</p> <p style="padding-left: 20px;">維持管理費を削減する方法や売却処分、他の用途への転換などの方法を検討する必要がある。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>遊休地・廃止施設の維持管理費については、全体の維持管理にかかる委託業務の中で対応しております。</p> <p>遊休地の利活用については、遊休地検討委員会において検討を行っており、売却の困難な土地については、一部駐車場として貸し出しを行っておりますが、更なる利活用方法について引き続き検討いたします。</p> <p>維持管理費の削減に向けてその他の用途への転換など、あらゆる方策で対応いたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	143ページ	(4) ①	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【会計規程】</p> <p>①引当金に関する規程の整備</p> <p>賞与引当金、法定福利費引当金、貸倒引当金については会計規程に規定されていない。</p> <p>個別具体的な計算方法は別途内規等によっても、今後、会計規程の改定が望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>平成26年度地方公営企業会計制度改正に伴いすべて引当金を計上することとしてきました。退職給付引当金の計上は義務化との認識で会計規程へ規定したものであります。</p> <p>また、その他引当ての要件が満たす場合において賞与引当金、法定福利費引当金、貸倒引当金等発議起案をもって計上してきました。</p> <p>今後は、各引当金の要件整理を行い、会計規程の改正につきましては、令和6年度に施行いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局	水道総務課
報告書ページ	143ページ(4)②	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	【会計規程】 ②固定資産の減損に関する規程の整備 会計規程に固定資産の減損に関する事項が規定されていない。 減損会計の適用に当たっては、グルーピングの方法や減損損失の認識、測定において複数の判断が求められることから、会計規程として文書化することが望ましい。(要約)			
講じた措置の内容	地方公営企業法改正に伴い、平成26年度より固定資産の減損会計が可能となり、福島市水道局においても平成27年度から導入していましたが、減損会計に関しては会計規程で規定していない状況です。 会計規程の改正につきましては、令和6年度に施行いたします。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		営業企画課
報告書ページ	150ページ (1) ①	区 分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【事業計画】</p> <p>①「事業評価総括調書 総合評価及び達成状況」の記載について 令和2年度を閲覧したところ、最終評価等についての説明が不十分と思われる箇所がある。 次年度以降の評価では留意して頂きたい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>最終評価については、より分かりやすい説明となるよう改めます。 なお、評価指標については、数値化することを原則とし、主に、水道事業において一般的な指標である日本水道協会が制定した水道事業ガイドラインに基づく業務指標(PI)等を採用しています。業務の性質上、数値化出来ないため文言による表現となっている項目や専門用語などにより、一部伝わりにくい表現となっている箇所については課題として捉えています。 次期ビジョン策定期間へ移行しているため、事業評価の在り方について、事業と評価指標の関連性も含め、見直しを検討しています。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		経理課
報告書ページ	152ページ (1)②	区 分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>【事業計画】</p> <p>②水道料金の見直し検討について</p> <p>「第3期財政計画」で令和7年度までは現在の料金体系を維持することとしている。</p> <p>財政計画策定の内容について、丁寧な説明が望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>水道料金については、「第3期財政計画」期間中であります令和7年度まで、現在の料金体系を維持することとしております。</p> <p>次期財政計画の策定にあたっては、現下の人口減少社会や更新投資増加等を適切に反映し、財政計画の公表にあたっては、策定の内容について、丁寧に説明いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		営業企画課
報告書ページ	152ページ(1)③		区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【事業計画】</p> <p>③水道料金に関する広報について</p> <p>広報誌「SuRiKaMi」第13号から第31号まで水道料金に関する記事がない。</p> <p>水道料金は、水質確保と並んで水道利用者の関心事であり、今後も定期的に丁寧に説明して行くことが望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>広報誌「SuRiKaMi」は年4回発行で見開き4ページで構成されており、限られた紙面で“伝わる広報”となるよう直接的な表現だけでなく間接的な内容での発信やホームページなど他の広報媒体への誘導などさまざまな手法を取り入れながら発行しているものです。</p> <p>今回ご意見をいただきました水道料金につきましては、非常に重要な情報の一つであることから、水道利用者が適時適切に情報を得ることができるよう、広報誌をはじめ、ホームページやSNSなどさまざまな広報媒体を多層的に組み合わせながら、定期的な発信に心掛け、より効果の高い広報に努めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月3日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	159ページ(4)②		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【水道料金】</p> <p>②納入確約書への押印等について</p> <p>納入確約書の差入先のうち1法人について住所・社名印のみとされていた。</p> <p>他の個人先は署名捺印がされており、公平性の観点から法人についても、代表者印の押印の追加、あるいは個人先と同様に代表者の署名捺印した確約書を入手する必要があるものとする。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>通常では担当職員の指導の下、窓口で納入確約書に記名、捺印を行っているところではありますが、該当の法人担当者が新型コロナに感染したことで来所ができず、十分な説明をすることができないまま郵送での納入確約書の提出となり、署名、捺印が漏れたものです。</p> <p>当該法人は本指摘前に水道料金を完納し法人整理となったため、あらためて署名、捺印した納入確約書の提出は求めませんが、今後は、郵送対応する際にも、より分かりやすい表記に改めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	161ページ(4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【情報セキュリティ】</p> <p>①情報セキュリティ実施手順書について</p> <p>別に定めるとなっているが、現時点では「情報セキュリティ実施手順書」は未作成である。</p> <p>現在の市水道局の「情報セキュリティ実施手順書」でも、水道料金システムにも代用可能と考えられるが、今後、市水道局側でも検討し、代用するのであれば、前述の但書の文言を削除する必要があり、また、不十分と考えるのであれば、新たに策定する必要がある。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>平成18年度に水道局の「情報セキュリティ実施手順書」を作成した際に、水道料金システムは別にセキュリティ手順書を定めることになっていたものを、当時の担当者が作成を失念し、水道局の情報セキュリティ実施手順書により運用を行ってきたものです。</p> <p>現在、水道料金システム用の「情報セキュリティ実施手順書」を、市情報セキュリティポリシー担当と協議しながら、令和5年度中に作成いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月5日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	162ページ(4)②		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>【情報セキュリティ】</p> <p>②情報セキュリティ対策状況の自己点検について 過去に自己点検を実施した記録が残っていない。 情報セキュリティ対策状況に係る自己点検は、「情報セキュリティに係る実施手順書」に従っていることを確かめるためだけではなく、各所管部署における情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、その見直しを行うために必要な対応であるとも考えられる。従って、少なくとも、特に重要と考えられる水道料金システムに関しては、外部委託部分も含め自己点検を行うことが望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>福島市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書に対する担当課の認識不足により、自己点検を行っていなかったものです。 別指摘でありますように料金システムの「情報セキュリティ実施手順書」が未整備であったことから、実施手順書の整備と合わせて、自己点検を実施いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月3日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局		水道総務課
報告書ページ	163ページ(4)③		区分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>【情報セキュリティ】</p> <p>③業務委託契約書の内容について</p> <p>情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書の遵守に関する記載がない。</p> <p>当該項目は情報セキュリティ遵守の包括的事項であり、記載があれば、受託者側に各種の違反・事故等が発生した場合、その責任対応が可能となると考えられ、今後契約書の中に盛り込むことが望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>現在の委託業者は、福島市の情報システムを多岐にわたり受注しており、市の情報セキュリティポリシー等にも熟知していたことから、打ち合わせ等で確認をするだけになっておりました。</p> <p>料金システムの「情報セキュリティ実施手順書」を新たに作成するとともに、次期契約書から、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書の遵守について記載いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道建設課
報告書ページ	201ページ(4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【令和3年度堀河町終末処理場第1ポンプ場ポンプ更新工事】</p> <p>① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。</p> <p>令和4年度から電子決裁が整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄についてなぜ記載を要するのかを起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善いたします。</p> <p>令和4年度からは文書管理システムの運用が開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書には、記載事項が入力されております。福島市文書取扱規程に定められた内容を、改めて職員へ周知するとともに適正な運用に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道建設課
報告書ページ	204ページ(4)①	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	【令和3年度町庭坂堀河町汚水幹線管渠布設工事】 ① 下水道資産登録調書について 内部管理資料ではあるが、決裁日、文書分類・保存年限欄などの不必要な項目が設けられている。 不必要な各項目については、削除しておく必要がある。(要約)			
講じた措置の内容	契約関係書類に併せて添付している下水道資産登録調書は、資産登録の際の登録項目が記載されているが、ご指摘のとおり契約関係書類ではないため、不必要な項目は削除したうえで添付することとする。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道管理センター
報告書ページ	207ページ(4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>【下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託】</p> <p>① 決裁文書（執行伺（委託））の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。</p> <p>令和4年度から電子起案・決裁システムが導入され、発議書の記載を要する欄については、システム上で入力を求められるようになるため、必要な欄が空欄になることはないものと想定されるが、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載する目的をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続についても運用していく必要がある。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善いたします。</p> <p>また、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書の記載事項が入力されておりますが、福島市文書取扱規程に定められた内容を改めて職員へ周知するとともに適正な運用に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道管理センター
報告書ページ	208ページ(4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>【下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託】 ②随意契約の根拠法令について</p> <p>一般会計を財源とする契約事務手続について、根拠条文として地方公営企業法が記載され決裁されていたが、一般会計の契約では地方公営企業法は適用されず、地方自治法が適用される。随意契約の根拠法令として公営企業法のみでは不十分である。</p> <p>今回のように一つの契約において適用される法令が異なる場合、それぞれに適用されるべき根拠法令を正確に明示して決裁、契約の事務手続を行う必要がある。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>随意契約の根拠法令として公営企業法のみでは不十分であることについては、適用するべき根拠法令を正確に明示して決裁しておりませんでした。明示誤りの箇所は改善いたします。</p> <p>また、令和5年度から適用するべき根拠法令を正確に明示して決裁、契約を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部		下水道総務課
報告書ページ	213ページ(4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【下水道使用料徴収事務委託】</p> <p>①決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。</p> <p>文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善いたします。</p> <p>令和4年度からは文書管理システムの運用が開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力されております。福島市文書取扱規程に定められた内容を改めて職員へ周知するとともに適正な運用に努めてまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	213ページ (4)②		区分	意見
意見の内容	<p>【下水道使用料徴収事務委託】</p> <p>②実績評価について</p> <p>経費実績額に基づいた評価については、経費実績の算定及び委託業務について適正に行われているとの考えから実施していない。</p> <p>PDCA サイクルの観点からも、実績に基づく評価は重要であることから、決算額が確定した段階で実施することが望まれる。(要約)</p>			
検討内容	<p>下水道使用料徴収事務委託についての実績評価につきましては、当該事務委任にかかる協定書及び細目協定の締結時や予算編成時において協議、確認が行われおり、適切な業務評価が行われているものと考えております。</p> <p>今後におきましても、現状の方法により適正な事業実施に努めてまいりますとともに、必要に応じて協定書等の見直しを行ってまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道建設課
報告書ページ	216ページ(4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	【令和3年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託(処理場)】 ① 特記事項の仕様書での記載について 水量補正に関しては、特記仕様書の項目に記載されていたが、作業比率補正に関しては記載されていなかった。 今後記載には留意が必要と考える。(要約)			
講じた措置の内容	水量補正及び作業比率補正に関しては、設計書に記載があるため、業者が積算を行ううえで支障は生じないが、特記仕様書の補正項目の記載は、ご指摘のとおりすべて記載することが必要でありますので、仕様書の修正を行います。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道建設課
報告書ページ	219ページ(4)①		区分	意見
意見の内容	<p>【令和3年度 福島市下水道ストックマネジメント管渠点検業務委託】</p> <p>① 制限付一般競争入札の競争性の確保について</p> <p>令和元年度以降令和3年度まで、同一の事業者との契約が継続している。競争性が十分に確保されているとは言えず、なんらかの改善施策が必要と考える。</p> <p>公告期間の延長や、入札参加資格要件を充足する事業者への周知の強化、入札参加資格要件の見直しを行う等して、複数事業者が入札に参加し、競争性を高めることが望まれる。(要約)</p>			
検討内容	<p>制限付一般競争入札の手続きについては、「福島市制限付一般競争入札(建設工事・業務委託)実施要項」に基づき実施しており、公告期間については、設計書の内容を確認したうえで、概ね1ヵ月設定していることから、適正に確保していると判断しております。</p> <p>また、入札参加資格要件については、要件内容を確認したうえで、現行の事務処理は適切であると判断しておりますが、周知、PRに努めて参ります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	220ページ (4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【貸倒引当金】</p> <p>①一般債権の貸倒実績率算定について</p> <p>一般債権の貸倒実績率算定において、分母の債権残高を不納欠損が生じた年度期末未収金を使用して算定している。</p> <p>不納欠損は年度期首未収金から生じると考える方が合理的であり、当該年度期首未収金を使用して算定することが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>当該事例について、会計事務関係文書や、他事業会計、他自治体の取り扱い等調査を行いました。</p> <p>意見をうけ、貸倒実績率の算出にあたり、債権残高を、期首未収金（前年度期末未収金）の額により、不納欠損額を除すことといたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	221ページ (4)②	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	【貸倒引当金】 ②貸倒実績率に関する文書化について 平均値を用いた算定方法について、下水道室の見解、解釈を明文化した書面がない。 所管部署で貸倒実績率を計算する際には算定根拠を明確化しておく必要がある。(要約)			
講じた措置の内容	貸倒引当金の算出方法について、会計処理取り扱い要綱を作成し、明記いたしました。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道管理センター
報告書ページ	225ページ(4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>②備品への標識貼付の徹底</p> <p>備品として管理しているにもかかわらず、備品標識の貼付が漏れている固定資産が散見された。</p> <p>市の財産管理や将来の更新計画の観点から施設内にある備品については全てに標識の貼付を徹底し、定期的な現物確認を行うべきである。そして、実施した現物確認において使用していない備品が放置されている場合には、固定資産や備品として廃棄し、会計上も除却処理し固定資産台帳や備品台帳から除外すべきと考える。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>備品標識の貼付遺漏については、福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則により記載事項が定められているものの、当該規則の運用が遵守されておりませんでした。貼付漏れの備品は備品標識を貼り付けます。</p> <p>今後は福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則に定められた内容を改めて職員へ周知するとともに、適正な運用に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部		下水道管理センター
報告書ページ	227ページ(4)③		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>③施設の定期的な確認について</p> <p>福島市太子堂付近にある祓川みずみどり施設の裏側に放置された自転車を発見した。台風等の自然災害に伴い、立木が折れたことにより祓川みずみどり施設の屋根が倒壊してしまっている。当該施設フェンスで区画を囲っているものの、フェンスには福島市の所有であることを謳う看板等もなく連絡先の記載もなされていない。</p> <p>市は施設管理の観点からも定期的に所有する施設の確認を行うべきである。その中で施設には福島市の所有である旨を謳う看板を設置し、不測の事態の時には住民からの通報を受けられるよう、担当部署の連絡先の記載を徹底すべきであると考えます。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>定期的な施設の点検は実施している中で、自転車の放置については把握しておりませんでした。このような事案発生時の連絡先等の看板設置はしておらず、住民からの通報を受けることができませんでした。自転車の放置については、施設の点検時に施設内及び施設周辺の確認を継続して行ってまいります。</p> <p>また、担当部署の連絡先を記載した看板を設置し、住民からの通報等を受けられるよう対策してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道管理センター
報告書ページ	229ページ(4)④	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>④公共下水道管渠用地の管理</p> <p>福島市大字御山字荒田地内にある公共下水道管渠用地は、管渠が線路わきにあることや管渠が深く、かつ、地表に出ており蓋等が覆われていないことから、雑木や下草などが生えたままとなっており、管理が十分ではない状況にあった。また同管渠の延長である、福島市泉字大下地内にある公共下水道管渠用地についても前述と同様に地内の維持管理がなされておらず、安全確保の観点から修繕が必要な状況にある。</p> <p>市としては境界標識が明確となるように定期的に維持管理を行い、万が一、事故等が起きないようにフェンスには危険である旨及び福島市の所有である旨を看板等にて掲示し、周辺住民への周知と維持管理を徹底すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>定期的な巡回及び維持管理を行っておりますが、当該状況については把握しておりませんでした。樋管操作に支障となる枝伐採及び維持管理上支障となる除草を徹底して参ります。</p> <p>また、注意喚起の看板設置及び施設名や連絡先が記載されたプレートを設置し周知を図って参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道管理センター
報告書ページ	230ページ(4)⑤		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>⑤固定資産台帳への登録漏れ及び処分漏れについて</p> <p>物品の更新が生じた際には従来の物品は除却処理とともに固定資産台帳から除外し、新たに取得した資産は漏れなく固定資産台帳に登録すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>福島市財務規則により管理基準が定められているものの、当該規則の運用が遵守されておりませんでした。固定資産台帳と現物の照会を行い、相違がないよう点検を行います。</p> <p>今後は、物品の更新時の除却処理及び固定資産からの除外、取得資産の固定資産台帳への登録を遺漏なく実施し、適時点検してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	231ページ (4)⑥		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>⑥固定資産台帳の記載の精緻化</p> <p>固定資産台帳に登録されている資産の名称は固定資産科目を必ずしも表章しているとはいえず、固定資産には本来、建物付属設備である資産や機械及び装置として単体登録すべきものも一括して建物に計上されているケースが散見される。</p> <p>取得する固定資産については、工事内容としては仮にポンプ場建築改修1式として契約があったとしても、竣工の際にはストックマネジメントや更新計画の観点から固定資産は細分化して計上することを徹底することが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>固定資産の総合償却については、平成16年2月2日付け総務省通知(総経第14号)により下水道事業にも導入可能とされ本市でも採用してきたことから、一括で固定資産台帳に登録された資産があります。今後は、意見を踏まえ更なる資産管理の向上を図るため、固定資産台帳について可能な限り細分化して計上します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道管理センター
報告書ページ	233ページ(4)⑦	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>【固定資産又は備品管理】</p> <p>⑦施設内に残置されている機器等の管理について</p> <p>渡利雨水排水ポンプ場には、いくつかの機器類が施設内の一角に残置されていた。また同施設内には、下記のような機器も保管されていた。こちらは動作不良のため交換・取り外した部品であり、そのまま処分せずに残置されていた。</p> <p>機器として保管する物品は備品として分類し、適切に管理する必要がある。動作不良等で使用できない物品については廃棄等を行い、使用できる見込みのある物品は備品台帳等に登録し管理することが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>機器の修繕により発生した撤去品について、使用可能な部品を再利用するため残置しており、撤去された機器との認識により台帳等での管理はしておりませんでした。今後は必要な部品については、台帳等により管理を徹底してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	243ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	【下水道使用料】 ②下水道使用料算定根拠の保存について 下水道使用料算定資料として、平成14年12月議会の説明資料、算定根拠資料は保管されているが、書類の保存年限が明確となっていない。 次回の料金改定が行われるまでは保存することが必要と考える。(要約)			
講じた措置の内容	意見を受けて、令和5年度の取扱いより、料金改定算定書類中特に重要なものを永久保存とします。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月6日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部	下水道総務課
報告書ページ	246ページ (4)①	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	【下水道使用料収入及び債権管理】 ①滞納債権処分の促進について 滞納先が常時100先程度存在しているが、滞納処分の実施は限定されている。 業務量を勘案し増員配置した上で対応して行くことが望まれる。(要約)			
講じた措置の内容	下水道事業の受益者負担金等の滞納整理については、督促状等の書面催告による自主納付の促しや、経済的事情により、自主納付が困難な場合の納付相談を行うなどの対応を行っているところです。 経済的困窮などの配慮すべき特段の理由がなく納付を行わないなどの場合に差押等の滞納処分を行うこととしております。 今後におきましても、自主的に納付を行っている方々との公平性を損なうことのないよう、対応していくとともに、業務の実施体制については、随時、見直しを行ってまいります。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。